

平成29年度 伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成29年4月4日（火）
午後2時30分～
場 所 市役所東館3階災害対策室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 署名委員の指名

5 協議事項

(1) 伊勢崎市総合教育会議の運営について

【資料1】

6 その他

7 閉 会

総合教育会議 開催状況

資料1

<平成27年度>

| 開催 | 報告事項 | 協議事項 | その他 | 備考 |
|--|-------------------------|---|---------------------|----|
| 第1回 H27.11.13(金) 14:00～ 本館5階職員研修室 | | (1) 伊勢崎市総合教育会議の運営に関する要綱(案)について (2) 伊勢崎市教育振興施策の大綱(案)について (3) 教育を取り巻く課題について | | |
| 第2回 H27.12.1(火) 15:30～ 東館3階災害対策室 | | (1) 伊勢崎市教育振興施策の大綱(案)について (2) 伊勢崎市総合教育会議の今後の進め方について | | |
| 第3回 H28.2.15(月) 15:00～ 本館5階職員研修室 | (1) 平成28年度教育関連予算の概要について | (1) 伊勢崎市教育振興施策の大綱の策定について ①パブリックコメントに対する市の考え方について ②大綱の策定について | (1) 生活困窮者への学習支援について | |

<平成28年度>

| 開催 | 報告事項 | 協議事項 | その他 | 備考 |
|--|--|--|-----|----------|
| 第1回 H28.5.30(月) 15:30～ 東館5階第4会議室 | (1) 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について | (1) 外国籍児童に対する学習指導・支援について (2) 伊勢崎市のグローバル教育について | | ※学校教育分野 |
| 第2回 H28.11.15(火) 10:00～ 本館5階職員研修室 | (1) ミズーリ州立大学との協定の更新・継続に係る調印について (2) 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について | (1) 放課後における子ども支援への取組について | | ※生涯学習分野 |
| 第3回 H29.2.14(火) 10:00～ 本館5階職員研修室 | (1) 文化財の現状と課題について | (1) 文化財の保存と活用のあり方について | | ※歴史・文化分野 |

伊勢崎市教育振興施策の大綱

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

平成 28 年 3 月

伊 勢 崎 市

楽しく学んで 心も体も もっと元気に



近年、本市の教育を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、家庭環境の多様化と地域社会の変貌、子どもたちが直面している情報化・グローバル化、児童・生徒指導上の問題の顕在化、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など多岐にわたり、教育課題として大きく影響を及ぼしています。

本市では、本年度から第2次伊勢崎市総合計画がスタートしました。学校教育から生涯学習、歴史や文化など各分野の課題解決に向け、さまざまな施策に効果的に取り組んでいます。時を同じくして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

教育は、次代を担う子どもたちが健やかに成長するため、また、誰もが生きがいをもって暮らすため、その役割は重要です。

市民一人ひとりが、夢や希望に向かって自己を高めるために、生涯を通じて自主的に楽しく学び続けられるとともに、心も体も元気にしていく学びの実践を今後も引き続きサポートしてまいります。その成果は、広く社会に還元されることで本市の発展に大きく寄与するものと期待します。

平成 28 年 3 月

伊勢崎市長 五十嵐清隆

～ 目 次 ～

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 大綱策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 大綱の期間と他の計画との関係 | 1 |
| 3 | 教育の基本理念と基本方針 | 2 |
| 4 | 基本方針に基づく重点的な取組 | 3 |

1 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました。これにより、地方公共団体の長は、教育委員会との連携を強化し、教育課題の解決をはじめ教育行政を積極的に推進するため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

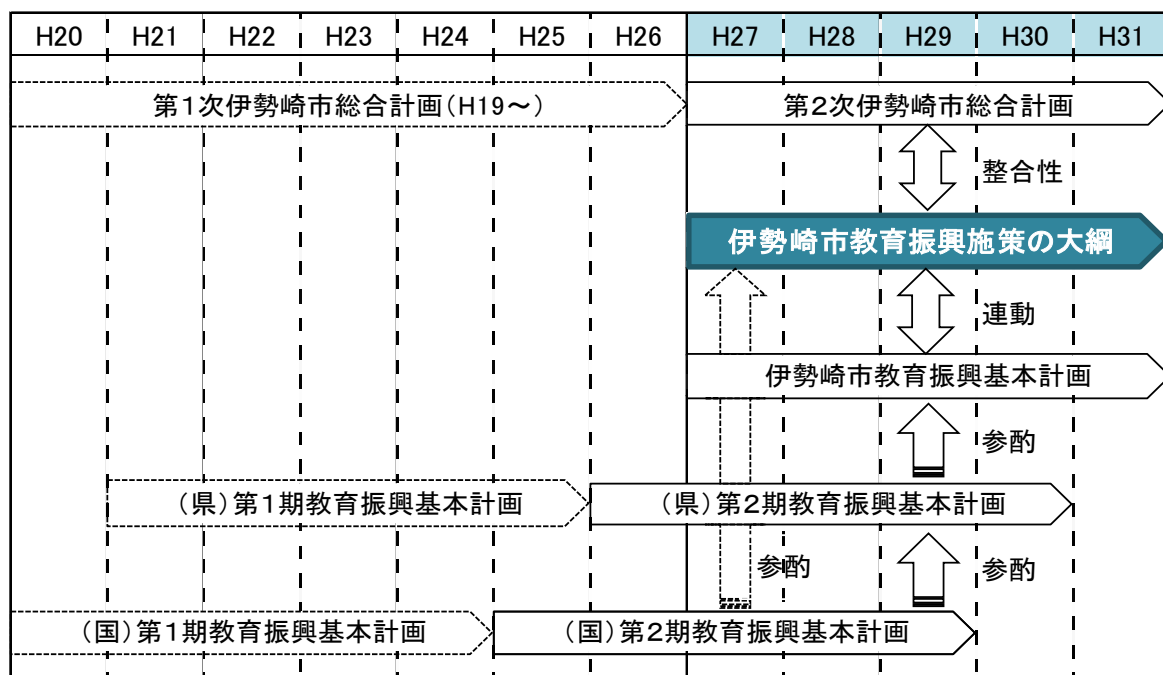
本市においても、改正法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興についての目標や施策の根本となる方針として伊勢崎市教育振興施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

2 大綱の期間と他の計画との関係

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

また、大綱は、第 2 次伊勢崎市総合計画に盛り込まれた教育分野計画との整合性を図りつつ、教育基本法第 17 条の規定に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定するとともに伊勢崎市教育振興基本計画と連動する形で策定しています。

なお、大綱の改正は、国及び県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜改正するものとします。



3 教育の基本理念と基本方針

子どもはやがて大人になります。私たちは成長する過程で、多くの人と出会い、多くの経験をし、多くのことを学びます。その中で誰もが周りの人との違いに悩んだり、挫折感を味わうこともあります。しかし、ある時それが個性であることに気付きます。

いつの時代でも大切なことは、子どもや大人が個性を伸ばすべく学び、生き抜くことです。誰もが学びを通じて夢を実現し笑顔になり、生きがいを通じて周りの人に学びを還元し、笑顔にします。

本市は、教育の基本理念として

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

を掲げ、子どもから大人までみんなが笑顔になれるよう、夢や希望、生きがいの実現に向けて『個性を見出し伸ばせる学びの人づくりのまち』を目指します。

この基本理念を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、学校教育、生涯学習及び歴史・文化に関する行政施策を展開します。

【学校教育分野】

1 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く

たくましく心豊かな子どもを育てるまち

【生涯学習分野】

2 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び

より豊かに生き生きと暮らせるまち

【歴史・文化分野】

3 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する

ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち

4 基本方針に基づく重点的な取組

3つの基本方針に掲げたまちづくりを実現させるため、学校教育、生涯学習及び歴史・文化の分野において、それぞれの**重点事項**に取り組みます。

(1) 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く たくましく心豊かな子どもを育てるまち 【学校教育分野】

重点事項

- ① 交流と体験、小学校との連携を重視した就学前教育の充実
- ② 職業観の養成につながる教育、グローバルな視点での教育の展開
- ③ 豊かな心の育成、地域の教育力の向上を目指した子どもの徳育の充実
- ④ 不登校やいじめ問題などへの対応、相談体制の充実
- ⑤ 安心・安全を大切にした健康教育の充実
- ⑥ 快適な学習空間の創造、教職員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実

(2) 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び より豊かに生き生きと暮らせるまち 【生涯学習分野】

重点事項

- ① 自主的に学ぶことに基づく地域社会づくりの推進
- ② 他者と主体的に関わることに視点を置いた生涯学習の充実
- ③ 学びの成果を地域に還元するための学習環境の整備
- ④ 本に親しみ豊かな心を育める、読書の街づくりの推進
- ⑤ 健康で生きがいのある生活を送れるよう一市民一スポーツの推進

(3) 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち 【歴史・文化分野】

重点事項

- ① 次代に伝承するための文化財の調査と保存
- ② かけがえのない郷土の歴史・文化資産の活用
- ③ あらゆる世代の人々による芸術・文化活動の充実
- ④ 地域の歴史や文化、文化財を学ぶことを通した郷土愛の育成

伊勢崎市総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第7項の規定に基づき伊勢崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事録の作成及び公表に関し必要な事項を定めるとともに、同条第9項の規定に基づき会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長が会議開催の日時、場所及び会議に付すべき主な事件をあらかじめ会議を構成する者（以下「委員」という。）に通知してこれを行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の報告)

第3条 委員は、招集に応じることができないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(会議の順序)

第4条 会議は、おおむね次の順序により行う。

- (1) 開会
- (2) 行事日程
- (3) 協議及び調整
- (4) その他
- (5) 閉会

2 会議の進行は、市長が議長となりこれを行う。

(傍聴)

第5条 会議は、議長の許可を受けて、これを傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により秘密会としたときは、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付簿（様式第1号）に記入の上、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開催時刻の30分前から10分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、会議の開催場所の入口の前とする。

3 傍聴券は、傍聴受付簿の先着順に交付する。

4 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に会議室に入場しなければならない。
(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) プラカードその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害することが予想される顕著な事情が認められる者
(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。

(6) 帽子、襟巻及び外とうの類を着用しないこと。

(7) その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において動画、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長が必要があると認める者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を秘密会としたときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第11条 傍聴人は、議長から指示があったときは、これに従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録の作成、記載事項等)

第13条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録は、議長が会議の庶務を行う課の職員にこれを作成させる。

3 議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、協議する事件又は調整する事務（以下「協議事項等」という。）に関して意見を聴取するために出席した者の氏名

(4) 協議事項等の概要

(5) 協議事項等の発議及び発議者の氏名

(6) 質問又は討論をした者の氏名及び要旨

4 議事録に署名する者は、議長及び委員1人とし、委員は、その会議の始めに議長が指名する。

5 秘密会の議事録は、第3項に準じ別に作成しなければならない。

(議事録の公表)

第14条 法第1条の4第7項の規定による議事録は、会議に出席した委員及び意見を聴取した者による議事内容の確認後、前条第4項の署名をし、前条第5項の秘密会の議事録を除き、公表するものとする。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、企画部企画調整課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行する。